

令和2年度版

支えあい育てる

介護保険制度



スマホやタブレットで読めます。デジタルブック



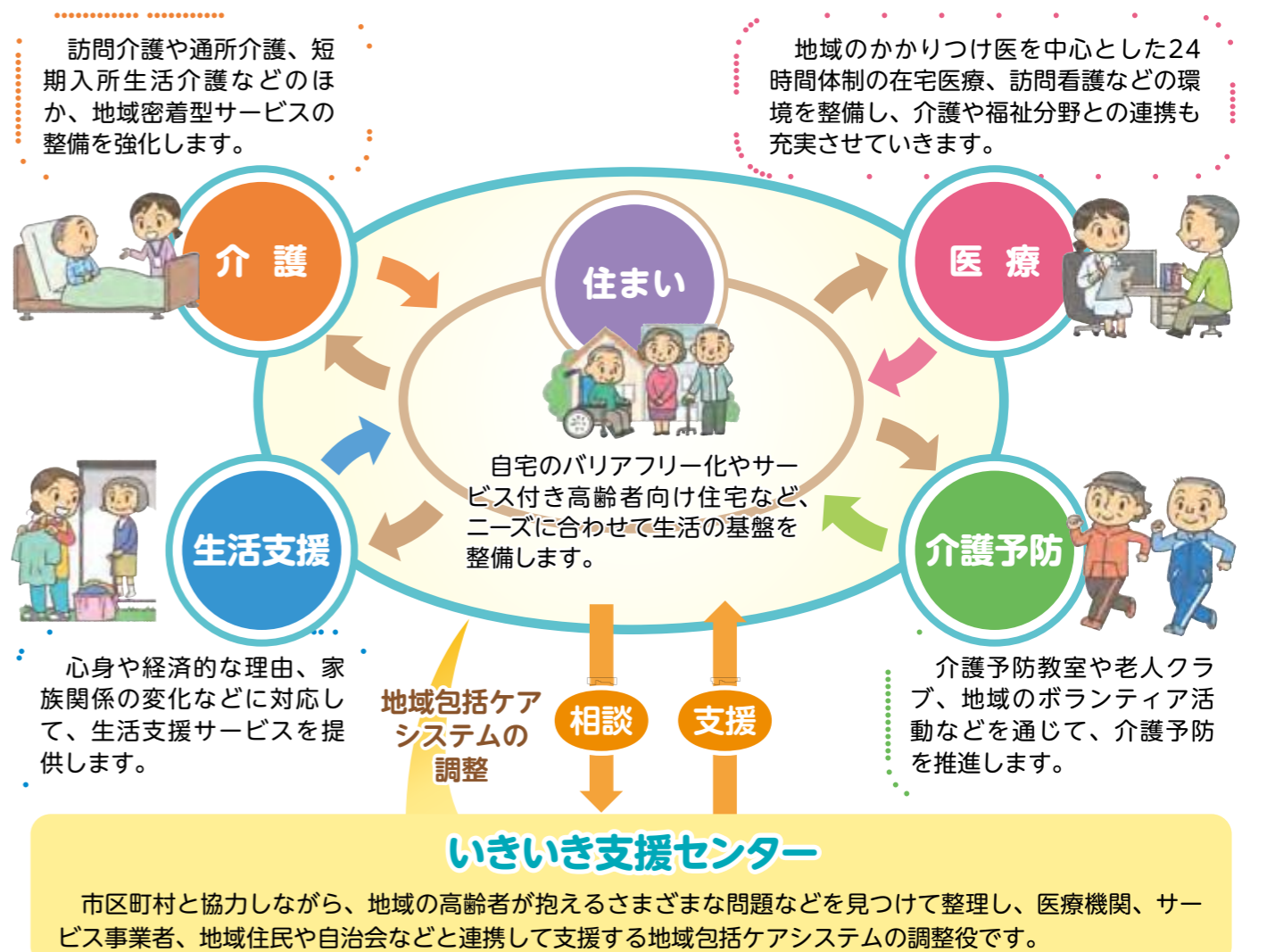
- 文字サイズ拡大、自動音声読上げ
 - 7つの言語で読める・聞ける (音声読上げ対応)
- [Automatic Translation] 英語 (English)、
中国語 (簡体字 (簡体中文)・繁体字 (繁體中文))、韓国語 (한국)、
ポルトガル語 (Português)、スペイン語 (Español)

QRコードを読み取ると「利用の仕方」が開きます。内容確認後、デジタルブックをお読みください。

名古屋市
令和2年4月発行

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



もくじ

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	1
介護保険のしくみ	介護保険について	2
介護保険料	65歳以上の方の介護保険料	4
サービスの利用のしかた	サービスを利用するために ケアプランの作成	8 10
利用できるサービス	サービスについて 介護予防・日常生活支援総合事業	12 25
利用者負担について	サービスの利用者負担	31
相談・お問合せ窓口	お気軽にお問合せください	36

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

地域包括ケアシステムに必要な 地域包括ケアシステムでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけでなく、自力で問題を解決する「自助」や住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切です。

4つの「助」

- 自助** 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。
- 互助** 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。
- 共助** 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。
- 公助** 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の方が被保険者として介護保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 介護保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護・要支援認定の申請をします
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担分）を支払います

65歳以上の方（第1号被保険者）

サービスを利用できる方

介護や日常生活の支援が必要と認定された方
 （どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる方

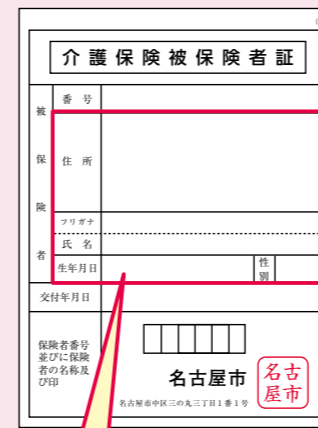
特定疾病により介護や支援が必要と認定された方
 （交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



16種類の特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ● 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 ● および糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|--|---|---|



必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

- 65歳に到達する月（誕生日の前日が属する月）に交付します。
- 40～64歳の方（第2号被保険者）は、要介護・要支援認定を受けた場合に交付します。
- 市外に転出する場合や記載事項の変更などがある場合は、お住いの区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口へ届出をしてください。

こんなときに使います

要介護・要支援認定の申請
 介護や支援が必要となり、要介護・要支援認定の申請をするとき

基本チェックリスト
 基本チェックリストによる判定を受けるとき

ケアプラン作成
 ケアプランなどの作成依頼をするとき

サービス利用
 サービスを利用するとき

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援認定、保険証の交付

負担割合証の交付

介護保険料の納付

いきいき支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。
 P36～39へ



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料（利用者負担分）の支払い

名古屋市（保険者）

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。



- 介護保険制度を運営します
- 要介護・要支援認定を行います
- 介護保険被保険者証を交付します
- 介護保険負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します
- 基本チェックリストを実施します

介護報酬等の請求

介護報酬等の支払い

サービス事業所

利用者に合ったサービスを提供していきます。
 事業所の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

65歳以上の方の介護保険料



市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の方の人数に応じて、介護保険料の「基準額」が決められます（3年ごとに見直し）。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

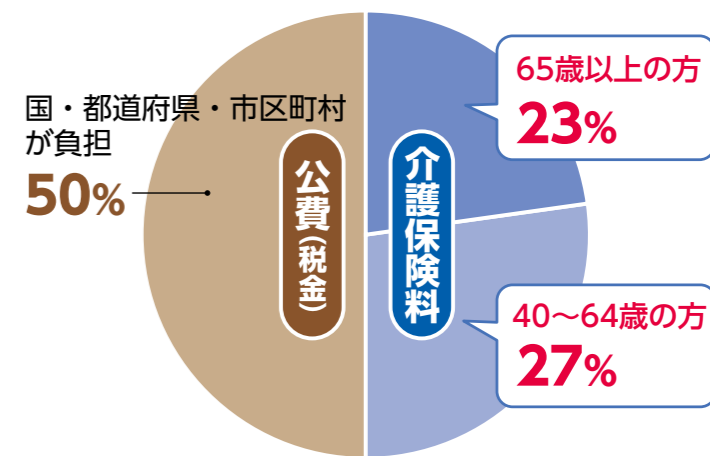
名古屋市の介護保険料の基準額

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{名古屋市中で介護保険のサービスに必要な費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{名古屋市中にお住まいの65歳以上の方の人数}}$$

基準額(年額) 76,696円

介護保険の財源 (平成30～令和2年度)

65歳以上の方の負担分は、サービスに必要な費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。
みなさんが納める介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となっています。

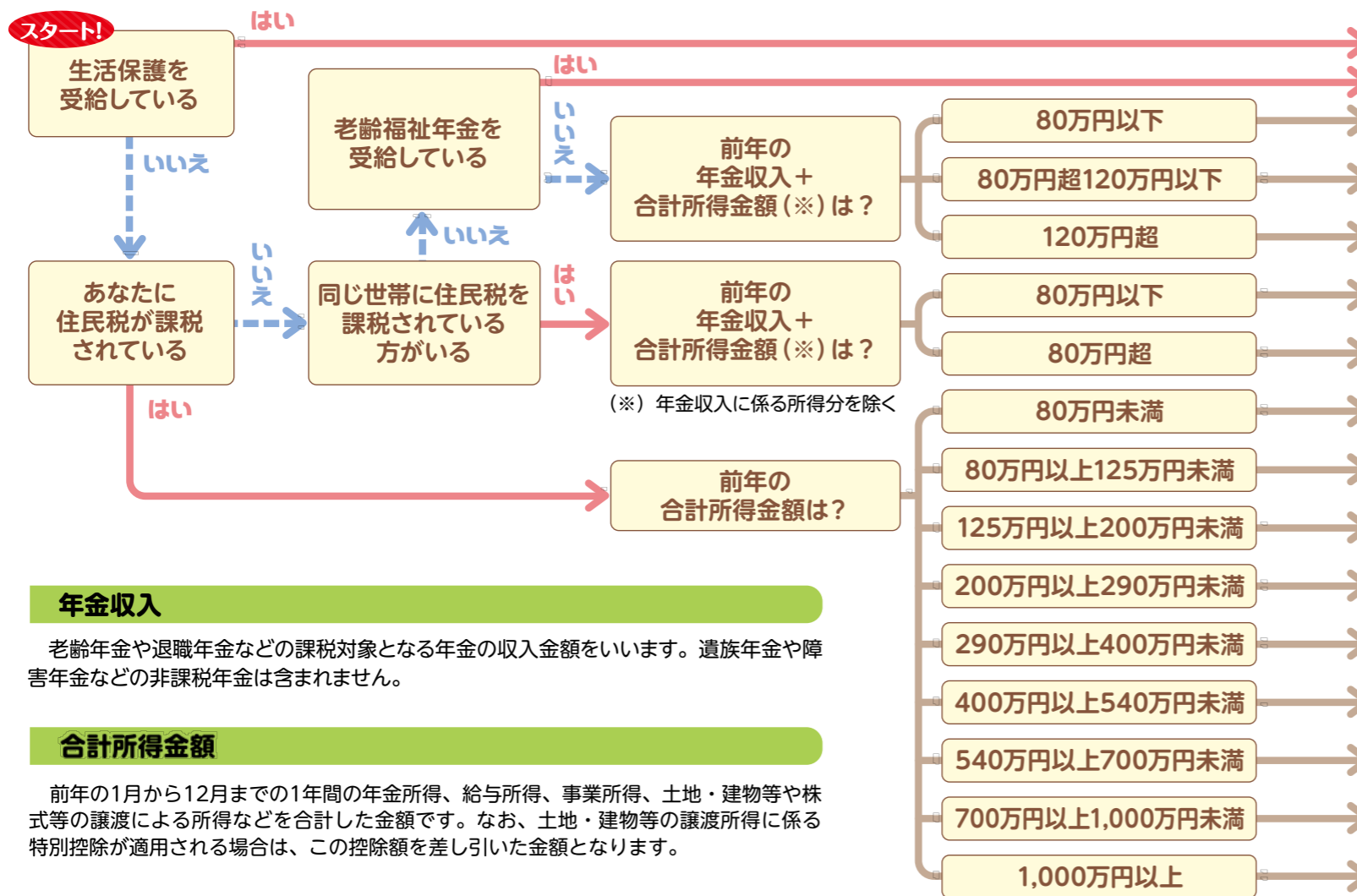


財源の半分が介護保険料です！

令和2年度介護保険料額

- 名古屋市では、介護保険料の額を所得などに応じて次の15段階に区分しており、低所得の方の負担が重くならないように配慮しています。
- 消費税を財源とした公費投入により、第1段階・第2段階の年間保険料額を15,340円、第3段階の年間保険料額を19,174円、第4段階の年間保険料額を3,834円軽減しています。

介護保険料の決まり方



年金収入

老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の収入金額をいいます。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

合計所得金額

前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。

保険料段階区分		介護保険料(年額)	
第1段階	●生活保護等を受けている方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	19,174円 (基準額×0.25)	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	19,174円 (基準額×0.25)	
第3段階		●本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方	30,679円 (基準額×0.4)
第4段階		●本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が120万円を超える方	53,688円 (基準額×0.7)
第5段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者あり	●本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方	65,192円 (基準額×0.85)
第6段階		●本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超える方	76,696円 (基準額)
第7段階	本人が市町村民税課税	●本人の合計所得金額が80万円未満の方	80,531円 (基準額×1.05)
第8段階		●本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	84,366円 (基準額×1.1)
第9段階		●本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	95,870円 (基準額×1.25)
第10段階		●本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	115,044円 (基準額×1.5)
第11段階		●本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	130,384円 (基準額×1.7)
第12段階		●本人の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方	145,723円 (基準額×1.9)
第13段階		●本人の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方	161,062円 (基準額×2.1)
第14段階		●本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	176,401円 (基準額×2.3)
第15段階		●本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	191,740円 (基準額×2.5)

※実際に納めていただく介護保険料は10円未満を切り捨てた額になります。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって「年金からの差し引き（特別徴収）」と「口座振替（自動払込）または納付書による納付（普通徴収）」に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から計算し、65歳になった翌月から納めます。

被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選ぶことはできません。



年金が年額18万円以上の方 年金から差し引かれます（特別徴収）

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のうち、いずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。（手続きは必要ありません。）

ただし、年額18万円以上の方でも、65歳になられた方や市外から転入された方などは、当初、口座振替（自動払込）または納付書により、各月、納付していただきます。（普通徴収となります。）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の課税状況等により算定した年間保険料額の半分の額を3回に分けて納付します。			前年の所得等をもとに算定した年間保険料額から4月～9月までの保険料額を引いた残額を3回に分けて納付します。		

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書などで納めることがあります。

- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

年金が年額18万円未満の方 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

上記の特別徴収以外の方は、口座振替（自動払込）または納付書により納付していただきます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の課税状況等により算定した額を各月で納付します。			前年の所得等をもとに算定した年間保険料額から4月～6月までの保険料額を引いた残額を各月で納付します。								

普通徴収の方の介護保険料の納付は口座振替が便利です



- 預（貯）金通帳等口座番号を確認できるもの
- 通帳お届け印
- 介護保険被保険者証

これらを持って、名古屋市指定の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局または区役所福祉課で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書により納付していただきます。

介護保険料の納付の猶予・減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、介護保険料の納付にお困りの方は、申請により介護保険料の納付が猶予されたり、減免されることがあります。

詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

介護保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情もなく介護保険料を1年以上納めないと、その期間に応じて次のような措置がとられます。また、財産（預貯金や年金等）の差押えなどを受けることがあります。

- 1年以上滞納すると（納期限から1年経過） サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。区役所に申請すると、後日、保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると（納期限から1年6か月経過） 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している介護保険料に充てられることがあります。
- 2年以上滞納すると（納期限から2年経過） サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割※になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割（P31参照）の方が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の方（医療保険加入者）の介護保険料

介護保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している方は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している方は、介護保険料率と給とおよび賞与に応じて決められます。

介護保険料の納め方

医療保険分の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納めます。国民健康保険に加入している方は国民健康保険料として世帯主が納め、職場の健康保険に加入している方は、給とおよび賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、介護保険料を個別に納める必要はありません。

※40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料につきましては、各医療保険者にお問合せください。

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、いきいき支援センターや区役所・支所の窓口にご相談しましょう。

1 相談します

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい方



介護予防・
生活支援サービス
事業
を利用したい方

2 要介護・要支援認定を申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい方は、区役所・支所の窓口で申請します。



※申請は本人や家族などのほか、いきいき支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（65歳以上の方の場合）
- 医療保険の保険証（40～64歳の方の場合）

2 基本チェックリストを受けます

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

P10へ

基本チェックリストとは？

日常生活の状況および心身の状態に関する25項目の質問により、現在の状態を確認するものです。

また、あわせてお尋ねする13項目の質問により、介護が必要な状態の可能性を確認し、必要に応じて要介護・要支援認定の申請のご案内をします。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6カ月、更新12カ月（月の末日までの期間+有効期間）です。更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

● 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。該当する場合は、遅滞なく区役所・支所の窓口へ届け出てください。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、市区町村の職員や市区町村から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者で行われる会議です。申請した方の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に通知されます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い方

P10へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な方

P10へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった方

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P10へ

ケアプランの作成

どのようなサービスが必要なのかを検討し、作成したケアプランに基づいてサービスを利用します。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整を行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の状況に応じたケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する方に施設を紹介しします

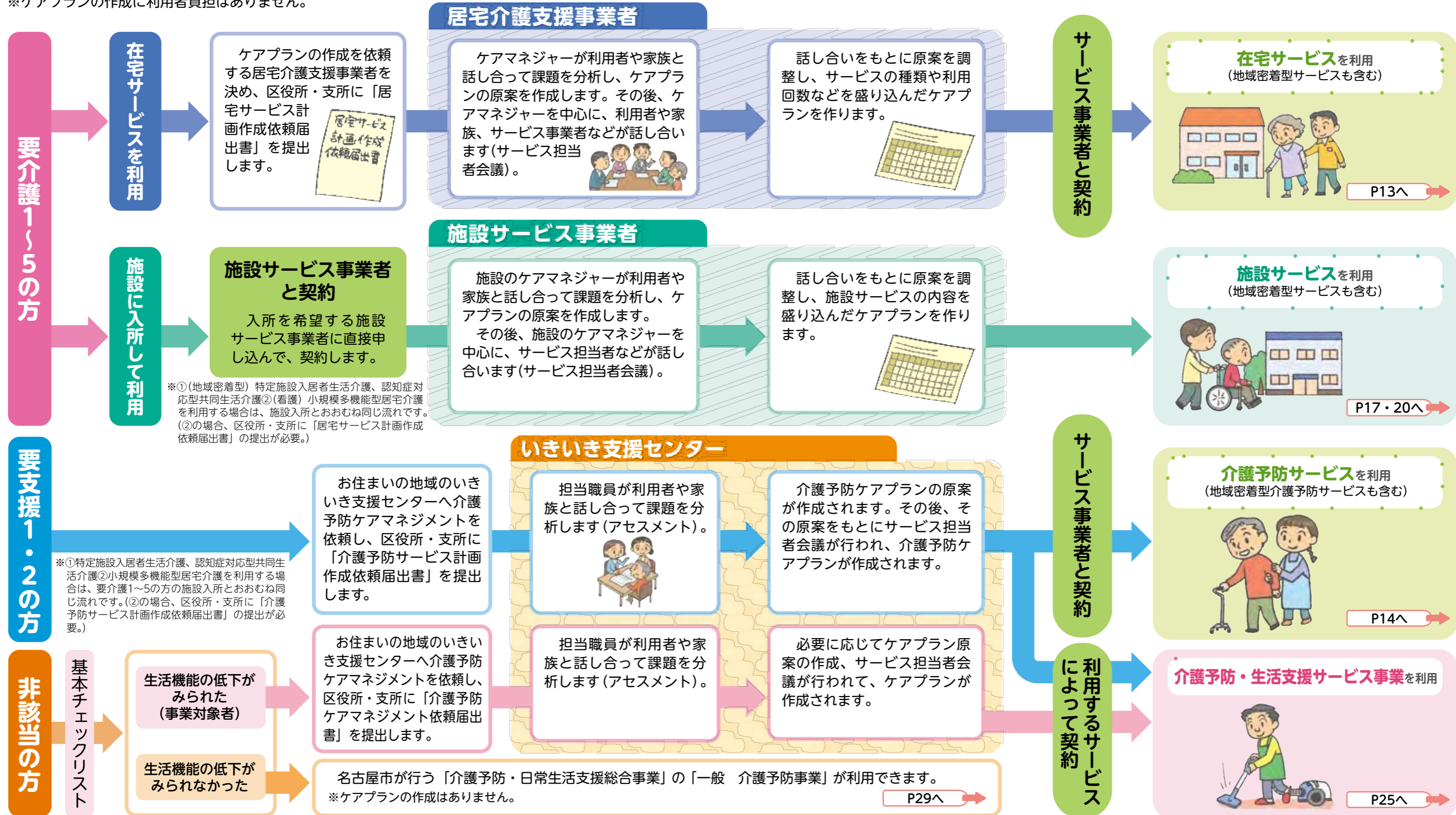


いきいき支援センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。



- 総合的な相談・支援 困りごと何でもご相談ください
- 介護予防ケアマネジメント 自立した生活を支援します
- 虐待防止などの権利擁護 みなさんの権利を守ります
- ケアマネジャーへの支援 さまざまな方面から支えます



※①(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護②(看護) 小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、施設入所とおおむね同じ流れです。(②の場合、区役所・支所に「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出が必要。)

※①特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護②小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、要介護1～5の方の施設入所とおおむね同じ流れです。(②の場合、区役所・支所に「介護予防サービス計画作成依頼届出書」の提出が必要。)

名古屋市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の「一般 介護予防事業」が利用できます。
※ケアプランの作成はありません。 P29へ

※基本チェックリストは、いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で受けます。

サービスの利用のしかた

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状況などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額はこれら各種加算等の分を加えたものになります。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。
- ◆ 消費税率の引き上げに伴い、令和元年10月からサービス費用が変更になりました。

- …在宅サービス **P13~19**
- ◆…施設サービス **P20・21**
- ★…地域密着型サービス **P22~24**

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

こんなサービスがあります！

- 訪問介護／訪問型サービス **P13**
- 訪問入浴介護 **P14**
- 生活援助型配食サービス **P14**
- ★ 夜間対応型訪問介護 **P24**

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問リハビリテーション **P14**
- 訪問看護 **P14**
- 居宅療養管理指導 **P17**

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問入浴介護 **P14**

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護／通所型サービス **P15**
- 通所リハビリテーション **P15**
- ★ 地域密着型通所介護 **P22**
- ★ 認知症対応型通所介護 **P22**

短期間、施設へ入所したいときは？

- 短期入所生活介護 **P16**
- 短期入所療養介護 **P16**

夜間に介護をしてほしいときは？

- ★ 夜間対応型訪問介護 **P24**
- ★ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **P24**

自宅での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 **P18**
- 特定福祉用具販売 **P18**
- 住宅改修 **P19**

介護保険が適用される施設等へ入所したいときは？

- 特定施設入居者生活介護 **P17**
- ◆ 介護老人福祉施設 **P20**
- ◆ 介護老人保健施設 **P20**
- ◆ 介護医療院 **P21**
- ◆ 介護療養型医療施設 **P21**
- ★ 認知症対応型共同生活介護 **P22**
- ★ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 **P23**
- ★ 地域密着型特定施設入居者生活介護 **P24**

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★ 小規模多機能型居宅介護 **P23**
- ★ 看護小規模多機能型居宅介護 **P23**

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

● 訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1~5の方 訪問介護

内容	利用時間など	利用者負担（1割）の目安（1回につき）
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	437円
生活援助が中心	45分以上の場合	248円
通院時の乗車・降車等介助		109円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の方 介護予防・生活支援サービス事業対象者 **P26へ**

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など 名古屋市が基準や利用料などを設定します。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスがあります。

介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

	要介護度	利用者負担(1割)の目安
1回につき	要支援1・2	939円
	要介護1~5	1,388円

要支援1・2の方 介護予防訪問入浴介護 要介護1~5の方 訪問入浴介護

自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

	利用者負担(1割)の目安
1回(20分以上)につき	317円

要支援1・2の方 介護予防訪問リハビリテーション 要介護1~5の方 訪問リハビリテーション

看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。



要支援1・2の方 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	333円	281円
30分未満の場合	497円	420円

要介護1~5の方 訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	345円	292円
30分未満の場合	519円	439円

※がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

弁当の配達とともに安否確認をするサービス

生活援助型配食サービス

自立した生活や栄養改善のため、1日1食を限度として、弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。

	1回あたりの利用者負担(1割)の目安
1回	20円

※上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。

要介護1~5の方 生活援助型配食サービス

通所して利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。



要介護1~5の方 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担(1割)の目安(1回につき)
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む)	要介護1	692円
	要介護2	817円
	要介護3	948円
	要介護4	1,077円
	要介護5	1,207円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の方 介護予防・生活支援サービス事業対象者 P27へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援など、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 名古屋市が基準や利用料などを設定します。

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、民間企業やNPOなどによる多様なサービスがあります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の方 介護予防通所リハビリテーション

(共通的服务)	要介護度	利用者負担(1割)の目安
1カ月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	1,864円
	要支援2	3,936円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防通所リハビリテーションでは共通的服务とともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」といった選択的サービスを利用できます。

要介護1~5の方 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担(1割)の目安(1回につき)
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む)	要介護1	776円
	要介護2	924円
	要介護3	1,076円
	要介護4	1,253円
	要介護5	1,427円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



要支援1・2の方 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の方 短期入所生活介護

〈介護老人福祉施設〔併設型〕を利用の場合〉

要介護度	利用者負担 (1割) の目安 (1日につき)		
	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	557円	475円	475円
要支援2	691円	591円	591円
要介護1	741円	635円	635円
要介護2	814円	709円	709円
要介護3	893円	784円	784円
要介護4	966円	858円	858円
要介護5	1,039円	931円	931円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の方 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の方 短期入所療養介護

〈介護老人保健施設を利用の場合〉

要介護度	利用者負担 (1割) の目安 (1日につき)		
	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	666円	620円	655円
要支援2	835円	770円	821円
要介護1	892円	807円	886円
要介護2	940円	856円	937円
要介護3	1,006円	921円	1,002円
要介護4	1,063円	977円	1,057円
要介護5	1,118円	1,031円	1,113円

※滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。

有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム (介護付有料老人ホーム) などに入居している要支援、要介護の方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の方 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の方 特定施設入居者生活介護

1カ月につき	要介護度	利用者負担 (1割) の目安
	要支援1	5,993円
要支援2	10,264円	
要介護1	17,746円	
要介護2	19,931円	
要介護3	22,216円	
要介護4	24,335円	
要介護5	26,619円	

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



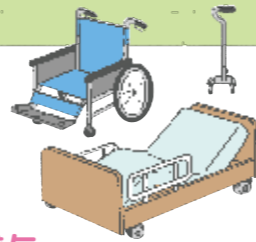
要支援1・2の方 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の方 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	利用者負担 (1割) の目安 (1回につき)
医師または歯科医師が行う場合	1カ月に2回	509円
医療機関の薬剤師が行う場合	1カ月に2回	560円
薬局の薬剤師が行う場合	1カ月に4回	509円
管理栄養士が行う場合	1カ月に2回	539円
歯科衛生士等が行う場合	1カ月に4回	356円

福祉用具をレンタル（貸与）するサービス



福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援 1・2の方 介護予防福祉用具貸与 要介護 1～5の方 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をとみなさないもの）	●	●	●
スロープ（工事をとみなさないもの）	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

- 利用できます
- ▲ 一部利用できます
※尿のみを吸引するものは利用できます。
- × 原則として利用できません
※必要と認められた場合は例外的に利用できる場合があります。

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割※を負担します。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

福祉用具の購入費が支給されるサービス



特定福祉用具販売 申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援 1・2の方 特定介護予防福祉用具販売 要介護 1～5の方 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具	●腰掛便座	●入浴補助用具	●自動排泄処理装置の交換可能部品
	●簡易浴槽	●移動用リフトのつり具の部分	

福祉用具購入費の支給について支払い方法は2通りあります。

★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

【償還払い方式】

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に購入費が支給されます。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割※を事業所に支払います。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修 申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援 1・2の方 介護予防住宅改修費支給 要介護 1～5の方 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について支払い方法は2通りあります。

★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

【償還払い方式】

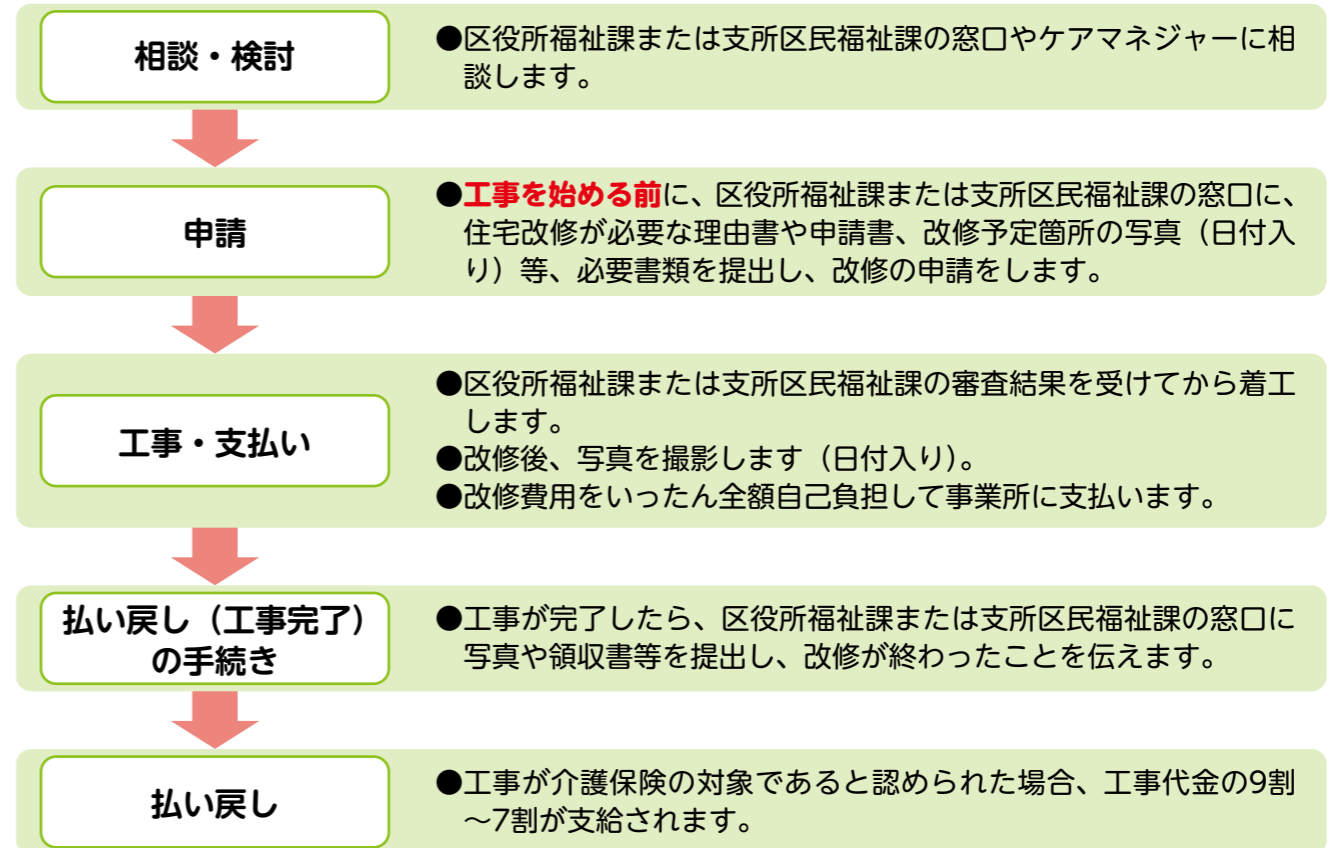
いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に改修費が支給されます。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割※を事業所に支払います。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

手続きの流れ【償還払い方式（後から払い戻される）の場合】



施設サービス

生活全般の介護が必要な方が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護3～5の方 介護老人福祉施設

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1*	21,123円	18,508円	18,508円
要介護2*	23,342円	20,759円	20,759円
要介護3	25,758円	23,077円	23,077円
要介護4	28,010円	25,328円	25,328円
要介護5	30,228円	27,546円	27,546円

※新規に入所できるのは原則として要介護3～5の方です。
（やむを得ない事情がある場合、要介護1、2の方も入所を認められる場合があります。）
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

在宅復帰を目指す方が利用する施設

介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の方 介護老人保健施設

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,858円	23,209円	25,659円
要介護2	27,348円	24,699円	27,248円
要介護3	29,400円	26,752円	29,268円
要介護4	31,155円	28,473円	30,956円
要介護5	32,877円	30,162円	32,744円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



要介護1～5の方 介護医療院

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	27,315円	23,110円	26,752円
要介護2	30,890円	26,719円	30,327円
要介護3	38,671円	34,466円	38,108円
要介護4	41,948円	37,777円	41,385円
要介護5	44,928円	40,723円	44,365円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

長期的な療養が必要な方が入所する施設

介護療養型医療施設（療養病床等）

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする方が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

要介護1～5の方 介護療養型医療施設

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,527円	21,355円	24,798円
要介護2	28,970円	24,765円	28,242円
要介護3	36,386円	32,214円	35,658円
要介護4	39,564円	35,360円	38,836円
要介護5	42,379円	38,207円	41,650円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋
- 個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則、名古屋市民の方のみ利用できます。

認知症の方が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



〈2ユニット以上の場合〉

	要介護度	利用者負担 (1割) の目安
1か月につき	要支援2	24,666円
	要介護1	24,798円
	要介護2	25,957円
	要介護3	26,752円
	要介護4	27,281円
	要介護5	27,811円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

- 要支援2の方** 介護予防認知症対応型共同生活介護
※要支援1の方は利用できません。
- 要介護1~5の方** 認知症対応型共同生活介護

日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

- 要介護1~5の方** 地域密着型通所介護

内容	要介護度	利用者負担 (1割) の目安 (1回につき)
7時間以上 8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要介護1	790円
	要介護2	933円
	要介護3	1,081円
	要介護4	1,229円
	要介護5	1,376円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- 要支援1・2の方** 介護予防認知症対応型通所介護
- 要介護1~5の方** 認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内容	要介護度	利用者負担 (1割) の目安 (1回につき)
7時間以上 8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要支援1	927円
	要支援2	1,036円
	要介護1	1,071円
	要介護2	1,188円
	要介護3	1,304円
	要介護4	1,421円
	要介護5	1,538円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

- 要支援1・2の方** 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 要介護1~5の方** 小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担 (1割) の目安
1か月につき	要支援1	3,702円
	要支援2	7,482円
	要介護1	11,225円
	要介護2	16,497円
	要介護3	23,996円
	要介護4	26,484円
	要介護5	29,202円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。



小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 要介護3~5の方** 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈ユニット型個室を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担 (1割) の目安
1か月につき	要介護1*	21,388円
	要介護2*	23,640円
	要介護3	26,056円
	要介護4	28,374円
	要介護5	30,625円

※新規入所は原則として要介護3~5の方が対象です。(やむを得ない事情がある場合、要介護1、2の方も入所を認められる場合があります。)
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な方がサービスを受けられます。

- 要介護1~5の方** 看護小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担 (1割) の目安
1か月につき	要介護1	13,431円
	要介護2	18,793円
	要介護3	26,417円
	要介護4	29,962円
	要介護5	33,891円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。

24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1~5の方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担（1割）の目安 （訪問看護を利用しない場合）	利用者負担（1割）の目安 （訪問看護を利用する場合）
1カ月 につき	要介護1	6,277円	9,158円
	要介護2	11,203円	14,306円
	要介護3	18,601円	21,837円
	要介護4	23,529円	26,919円
	要介護5	28,456円	32,611円

小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設
入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどのうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1~5の方 地域密着型特定施設
入居者生活介護

	要介護度	利用者負担 （1割）の目安
1カ月 につき	要介護1	17,713円
	要介護2	19,898円
	要介護3	22,183円
	要介護4	24,302円
	要介護5	26,553円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。



要介護1~5の方 夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内 容	利用者負担 （1割）の目安
基本夜間対応型訪問介護費	1,120円/月
定期巡回サービス	419円/回
随時訪問サービス	639円/回

介護予防・日常生活支援
総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の方
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
（基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた方）

※40~64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上のすべての方



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

介護予防・生活支援サービス事業

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスです。心身の状態に応じて適切なサービスが受けられます。

●記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状況などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額は、これら各種加算等の分を加えたものになります。

訪問サービス

予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,295円
週2回程度	2,588円
週2回超〈要支援2の方のみ〉	4,105円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



生活支援型訪問サービス

ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,044円
週2回程度	2,087円
週2回超〈要支援2の方のみ〉	3,130円



地域支えあい型訪問サービス

地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の、日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

利用者負担はありません。なお、地域支えあい手帳（※）の交付にあたっては、実費300円が必要となります。

※サービスの利用説明を掲載しており、サービスの利用を記録いただくものです。

●お住まいの地域によっては、提供できない場合があります。（現在、全市での展開を目指し、順次、実施地域を拡大しています。）



訪問サービスのうち、「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は、併用できません。

通所サービス

予防専門型通所サービス

施設 デイサービスセンター等

内容 食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,768円
週2回程度〈要支援2の方のみ〉	3,624円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



ミニデイ型通所サービス

施設 デイサービスセンター等

内容 自立した生活を目指して『なごや介護予防・認知症予防プログラム』（P28）を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。（原則6カ月間）

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回〈原則6カ月間〉	1,490円
-------------	--------

※食費は別途負担となります。



運動型通所サービス

施設 デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネススクラブ等

内容 転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操などを行います。（原則6カ月間）

●サービスの中に「送迎」は含まれません。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1回あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回〈原則6カ月間〉	248円
-------------	------

※食費は別途負担となります。



通所サービスのうち、「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」は併用できません。（いずれか1つのサービスをご利用いただけます。）

生活支援サービス

自立支援型配食サービス

内容

自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。あわせて、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡させていただきます。

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1回あたりの利用者負担（1割）の目安

1回	20円
----	-----

上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。



『なごや介護予防・認知症予防プログラム』

心と身体の維持・改善を目指します!!!!

●プログラム内容

ウォーミングアップ

自宅でも簡単にしやすい体操で、体を温めて動かしやすい状態にします。

アセスメント

体力測定等を行い、体の状態を確認します。

運動（脳活運動）

グループで運動しながら、計算やじゃんけん等、ルールに沿って頭を使います。

栄養

栄養バランスのよい食事や簡単な調理法について学び、実生活に取り入れられるよう支援します。

口腔

お口の体操を行い、唾液を増やし、十分な栄養が吸収できるよう支援します。

セルフチャレンジプログラム

それぞれ一人ひとりが目標を立て、自分らしく楽しく取り組みます。

●運動・栄養・口腔分野などの専門家が検討して作った本市独自のプログラムです。

介護を予防する取り組みの中でも、認知症の予防に効果があるといわれる内容を取り入れています。そして、心と体の両方に働きかけることができるよう、さまざまな内容を効果的に組み合わせています。

参加人数 少人数のグループで楽しく行います。

実施期間 目安は、6カ月間（週1回）とします。

●プログラム参加者の声

日ごろ食べていない食材がわかったことで、心がけて食べるようになりました。(74歳)



自宅でも運動を繰り返すようにすると、トイレでの立ち上がりもスムーズになりました。(76歳)



ウォーミングアップを続けていくと、肩や膝の痛みも抑えられました。(82歳)

一般介護予防事業

高齢者の方が介護予防の活動に取り組んでいただけるよう、介護予防や認知症予防の知識を学ぶ教室を開催するもので、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる「通いの場」を提供しています。

●教室・施設などの開催日時は、それぞれのお問合せ先へお尋ねください。

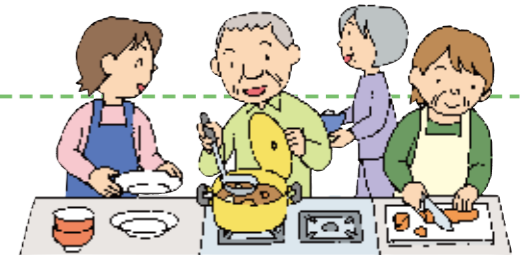
対象者 65歳以上のすべての方

利用者負担 **利用者負担はありません。**（ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。）

○保健センター

いきいき教室

各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。



◆お問合せ先：各区の保健センター ▶ P41

○福祉会館

認知症予防教室

各区の福祉会館では、認知症予防のための運動を行っています。また、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。

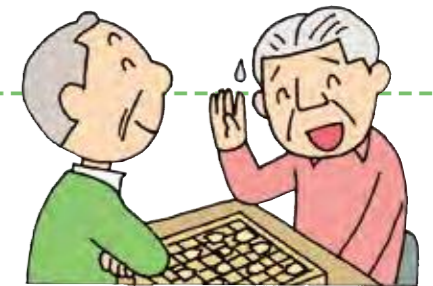


◆お問合せ先：各区の福祉会館 ▶ P41

○コミュニティセンター

高齢者はつらつ長寿推進事業

コミュニティセンターなど身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。



◆お問合せ先：各区の社会福祉協議会 ▶ P41

○ 休養温泉ホーム松ヶ島で

健康イベント・健康宿泊プラン

休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談や健康講話を定期的に行うとともに、健康指導を中心とした宿泊プランを提供しています。

◆お問合せ先：名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島 ☎0594-42-3330

○ 大学で

なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。

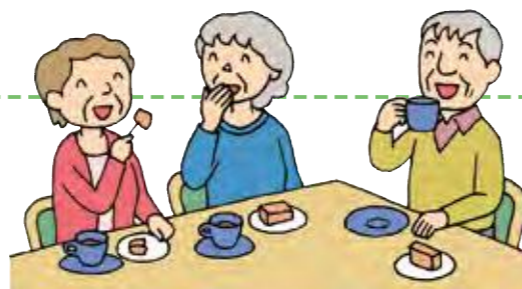
◆お問合せ先：健康福祉局 健康増進課 ☎972-3078

○ 身近な場所で

高齢者サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。

◆お問合せ先：各区社会福祉協議会 ▶ P41



Check Point

高齢者サロンって？

Q どんなことをしているの？

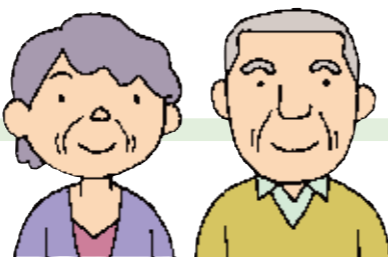
A おしゃべりや情報交換、茶話会、食事会、体操、ゲーム、季節の行事など、参加者が楽しめる内容が用意されています。

Q どんなところでやっているの？

A コミュニティセンターや集会所、個人宅など、色々な場所で開かれています。

Q いつ開かれているの？

A 月1~2回など、定期的が開かれています。高齢者サロンによって開催の頻度や回数異なります。



「高齢者サロン」は、誰でも参加できる、まるで地域の『お茶の間』のようなところ。お近くでお気に入りの場所が見つかるかもしれません。ぜひ足を運んでみてください。

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

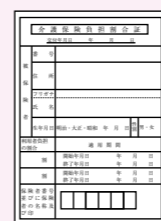
利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

■利用者負担の割合

3 割	①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入 ^{※2} +合計所得金額 ^{※1} （年金収入に係る所得分を除く）」が ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合=340万円以上 ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合=463万円以上
2 割	上記「3割」の対象とならない方で ①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入 ^{※2} +合計所得金額 ^{※1} （年金収入に係る所得分を除く）」が ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合=280万円以上 ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合=346万円以上
1 割	上記以外の方 ・64歳以下の方、市町村民税非課税の方、生活保護受給者等は上記にかかわらず1割負担です。

※1 合計所得金額についてはP4参照。

※2 年金収入についてはP4参照。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の方が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



利用者負担(1割) 16,765円 + 超えた分の利用者負担 32,350円
利用者負担額の合計 49,115円

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
事業対象者・要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記は目安であり、利用するサービスによって異なります。

◆消費税率の引き上げに伴い、令和元年10月から支給限度額が変更になりました。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP31参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1カ月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●市町村民税課税者がいる世帯	44,400円 ^{※1}
●世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●合計所得金額^{※2}（年金収入に係る所得分を除く）および年金収入^{※3}の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者 	15,000円（個人）
●生活保護の受給者等	15,000円（個人）

※1 令和2年7月までに限り、同じ世帯にいる65歳以上の方（サービスを利用していない方も含む）の利用者負担割合が1割の世帯（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の方の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯を除く）には、年間446,400円（8月～翌7月）を上限とする緩和措置が適用されます。

※2 合計所得金額についてはP4参照。

※3 年金収入についてはP4参照。

■区役所・支所に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の方	所得区分	70～74歳の方、 後期高齢者医療制度で医療を受ける方
901万円超	212万円	一定以上所得がある世帯が	課税所得690万円以上
600万円超901万円以下	141万円		課税所得380万円以上
210万円超600万円以下	67万円		課税所得145万円以上
210万円以下	60万円	一般	56万円
市町村民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円
		低所得者I [※]	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、低所得IIの限度額が適用されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施設サービス、短期入所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分の他に、居住費等、食費、日常生活費等が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

◆消費税率の引き上げに伴い、令和元年10月から基準費用額が変更になりました。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります 申請が必要です

低所得の方が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護等受給者	居住費等				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護等受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額 [※] （年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

●第1～3段階に該当しない方でも特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは区役所・支所の窓口へお問い合わせください。

※合計所得金額についてはP4を参照。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- 1 世帯全員が市町村民税非課税でも別世帯の配偶者が市町村民税課税の場合
- 2 世帯全員が市町村民税非課税（別世帯の配偶者も非課税）でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

認知症高齢者グループホーム居住費助成 申請が必要です

認知症高齢者グループホームに入居する、以下の①～③すべての要件を満たす方に対して、月額20,000円を上限に居住費（家賃・光熱水費）を助成します。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された助成認定証を、サービスを利用するグループホームへ提示する必要があります。

対象となる方

- ①世帯全員が市町村民税非課税
（別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税）
- ②本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額*
（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下
- ③預貯金等が一定額以下（単身1,000万円、夫婦2,000万円）

*合計所得金額については、P4を参照。

*生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については、助成の対象になりません。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度（社福軽減） 申請が必要です

生活保護受給者もしくは、中国残留邦人等支援給付受給者（以下、生活保護受給者等という。）または市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方については、軽減を実施している社会福祉法人等が利用者負担を減額する制度があります。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された社福軽減の確認証を、サービスを利用する施設等へ提示する必要があります。

内容

軽減を実施している社会福祉法人及び名古屋市が行っている以下のサービスについて、利用者負担（1割）、居住費（滞在費）および食費の一部が減額されます。生活保護受給者等については、特別養護老人ホームまたは（介護予防）短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）に限ります。

対象サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - 地域密着型介護老人福祉施設
 - 入所者生活介護（特別養護老人ホーム）
 - 訪問介護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 予防専門型訪問サービス
 - 通所介護（デイサービス）
 - 地域密着型通所介護（デイサービス）
 - 認知症対応型通所介護（デイサービス）*
 - 予防専門型通所サービス
 - 短期入所生活介護（ショートステイ）*
 - 小規模多機能型居宅介護*
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
- *は介護予防を含む



災害等による負担の減免制度 申請が必要です

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担（1割～3割）が減免されることがあります。区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置 申請が必要です

65歳となり介護保険適用となった方で、その前おおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方または特定疾病を原因とした障害によって要介護認定等を受けた40歳～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて、生活保護を必要としなくなるよう、負担額を0円とされている方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担が減額されます。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された減額認定証を、サービスを利用する事業所等へ提示する必要があります。

所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定 申請が必要です

納税義務者本人または控除対象配偶者や扶養親族が65歳以上で、ねたきりや認知症のために下の表の①～③のいずれかに該当し、社会福祉事務所長から障害者控除対象者認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となります。

この認定を受けるには、区役所福祉課または支所区民福祉課への申請が必要です。（身体障害者手帳などにより障害者控除が受けられる方は、申請は不要です。）

区 分		障害者	特別障害者	
対象者*1		①軽度・中度の認知症の方	②重度の認知症の方 ③6か月以上ねたきりで食事・排せつ等の日常生活に支障がある方	
控除額	所得税	27万円	40万円	（同居の場合*2）75万円
	市・県民税	26万円	30万円	（同居の場合*2）53万円

*1 上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合があります。

*2 同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合



お気軽にお問合せください

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

「いきいき支援センター」は、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者の方々を支える機関です。

開設時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます） 午前9時～午後5時 **相談費用は無料です。**



社会福祉士

いつまでも
元気に！
介護予防をすすめます

- 事業対象者の方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援

高齢者の方々の
権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



保健師等

「認知症の人
を介護するご家族」
を支援します

- 家族教室 ●家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の
専門相談
- 認知症サポーター
養成講座の開催



いきいき支援センター

さまざまな問題に
ついて相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの
総合的な相談
- 認知症に関する相談



主任介護
支援専門員

孤立しがちな
方への見守り支援を
行います

- 孤立しがちな方への
個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた 支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる 地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の人やご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

Check Point

高齢者いきいき相談室

高齢者の方々が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



このマークののぼりが目印です。▶

●いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

事業対象者
と認定された方には

介護予防・生活支援サービス事業の利用についてご相談に応じます。

要支援1・2
と認定された方には

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業の利用についてご相談に応じます。

●高齢者のみなさまの権利を守ります

■高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（☎052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

■消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（☎052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

■権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがいない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見制度」の利用などについてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北	部 ☎052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南	部 ☎052-678-3030	中村区、中区、熱田区、 中川区、港区
東	部 ☎052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、 南区、緑区、名東区、天白区

●「認知症の人を介護するご家族」を支援します

「認知症の人を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の人やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

認知症に関する専門の電話相談窓口

認知症コールセンターをご利用ください。

☎052-734-7089

受付時間 月・水・木・金曜日 ▶ 午前10時～午後4時
火 曜 日 ▶ 午後 2時～午後8時
(祝休日、年末年始を除きます。)

相談費用は無料です。通話料金がかかります。

社会福祉士
などが認知症に関する
さまざまな相談に
対応します。



高齢者の総合相談窓口 いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名称	所在地・電話・FAX番号	担当地域（小学校区名）
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階 ☎781-8343 FAX 781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、 千代田橋、東山、富士見台、 星ヶ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階 ☎726-8944 FAX 726-8966	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内 ☎763-1530 FAX 763-1547	内山、千石、高見、田代、 千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内 ☎932-8236 FAX 932-9311	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階 ☎711-6333 FAX 711-6313	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階 ☎991-5432 FAX 991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内 ☎915-7545 FAX 915-2641	味鋤、大杉、川中、金城、 楠、楠西、光城、清水、 西味鋤、如意
	分室	北区中味鋤三丁目414 ☎902-7232 FAX 902-7233	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階 ☎505-8343 FAX 505-8345	浮野、大野木、中小田井、 比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内 ☎532-9079 FAX 532-9020	稲生、榎、上名古屋、児玉、 栄生、城西、庄内、なごや、 枇杷島、南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階 ☎562-5775 FAX 562-5776	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内 ☎486-2133 FAX 486-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、 中村、日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室 ☎412-3030 FAX 412-3110	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14 ☎483-6866 FAX 483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、 八社、日吉、牧野、柳
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内 ☎331-9674 FAX 331-9953	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階 ☎262-2265 FAX 262-2275	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなカスクエア3階 ☎861-9335 FAX 861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内 ☎884-5513 FAX 883-2231	御器所、松栄、白金、 鶴舞、吹上、村雲
	分室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C ☎852-3355 FAX 852-3344	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内 ☎858-4008 FAX 842-8122	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階 ☎851-0400 FAX 851-0410	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階 ☎872-1705 FAX 872-1707	

区	名称	所在地・電話・FAX番号	担当地域（小学校区名）
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内 ☎671-3195 FAX 671-1155	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階 ☎682-2522 FAX 682-2505	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階 ☎354-8343 FAX 354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内 ☎352-8258 FAX 353-5879	赤星、荒子、五反田、正色、 千音寺、戸田、豊治、長須賀、 西前田、野田、春田、万場、明正
分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階 ☎364-7273 FAX 364-7271		
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内 ☎651-0568 FAX 651-1167	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目25（令和2年7月～港区寛政町6丁目40） ☎381-3260 FAX 381-3261	小碓、港西、正保、神宮寺、 高木、当知、南陽、西福田、 福田、福春、明德
	分室	港区知多二丁目2215 レーブエル1階 ☎309-7411 FAX 309-7412	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階 ☎811-9377 FAX 811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道徳、豊田、明治、呼統
	分室	南区道徳通三丁目46 ☎698-7370 FAX 698-7380	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内 ☎819-5050 FAX 819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内 ☎758-2013 FAX 758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、 吉根、志段味西、志段味東、 下志段味、苗代、本地丘、 森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401 ☎736-0080 FAX 736-0081	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411 ☎758-5560 FAX 758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、 西城、廿軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町1丁目7番1 緑区在宅サービスセンター ☎899-2002 FAX 891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、 神の倉、熊の前、黒石、小坂、 常安、滝ノ水、戸笠、徳重、 長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階 ☎877-9001 FAX 877-8841	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038 ☎624-8343 FAX 624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、 桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内 ☎726-8777 FAX 726-8776	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、 本郷、豊が丘、蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階 ☎771-7785 FAX 771-7702	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟 ☎720-6121 FAX 720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、 高針、西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内 ☎809-5555 FAX 385-8451	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、しまだ、高坂、原、 平針、平針北、平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階 ☎808-5400 FAX 808-5322	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604 ☎839-3663 FAX 839-3665	大坪、表山、天白、野並、 八事東、山根

はち丸在宅支援センター

はち丸在宅支援センターは医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民からの在宅療養に関する様々な相談に専門知識を持った相談員が対応します。また、切れ目のない在宅医療・介護サービスを提供できるよう多職種の連携を支援します。

在宅療養に関する不安やお悩みについて、お気軽に相談ください。

開設時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます） 午前9時～午後5時 **相談費用は無料です。**

区	所在地	電話	FAX番号
千種	千種区内山1-18-13 富山ビル2階	☎732-0874	FAX 732-0875
東	東区葵1-4-38 名古屋市医師会館1階	☎933-0874	FAX 937-8741
北	北区大曾根3-4-14 ポルト大曾根1階	☎982-0874	FAX 982-0875
西	西区栄生2-26-11 名鉄病院1号館4階	☎561-0874	FAX 561-0875
中村	中村区太閤通4-1 鶴飼リハビリテーション病院1階	☎481-0874	FAX 481-0876
中	中区三の丸1-3-1 名城病院1階	☎201-0874	FAX 201-0877
昭和	昭和区山花町62-1 オフィスはなみずき1階 (かavanaugh病院より北へ徒歩3分)	☎763-0874	FAX 763-0875
瑞穂	瑞穂区瑞穂町字川澄1 名古屋市立大学病院地下1階	☎852-0874	FAX 852-0875
熱田	熱田区六番1-2-15 デイサービスセンターろくばん3階 (熱田リハビリテーション病院より西へ徒歩2分)	☎683-0874	FAX 683-0881
中川	中川区高畑1-222 中川区休日急病診療所2階	☎354-0874	FAX 354-0875
港	港区千鳥1-13-22 名古屋市医師会看護専門学校1階	☎652-0874	FAX 652-0878
南	南区松池町3-19 笠寺病院1階	☎823-0874	FAX 823-0876
守山	守山区小幡1-3-2 守山区休日急病診療所1階	☎795-0874	FAX 795-0881
緑	緑区潮見が丘1-77 名古屋市立緑市民病院3階	☎896-0874	FAX 896-0876
名東	名東区本郷2-14 サンライズⅡ1階	☎760-0874	FAX 760-0875
天白	天白区荒池2-1101 並木病院1階	☎800-0874	FAX 800-0875

在宅歯科医療・介護連携室

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、歯科衛生士が在宅での歯科治療・口腔ケアなどに関する各種相談に応じます。

開設時間 火～土曜日（祝休日、年末年始を除きます） **相談費用は無料です。**
午前9時～正午・午後1時～5時

所在地	電話	FAX番号
南区弥次工町5丁目12-1 名古屋南歯科保健医療センター内	☎619-4188	FAX 619-4189

● 一般介護予防事業に関するご相談・お問合せ先 ●

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
都福社会館	☎711-1483 FAX 711-9657	熱田福社会館	☎659-6306 FAX 651-7251
高岳福社会館	☎931-8174 FAX 935-1025	中川福社会館	☎351-9121 FAX 352-9406
上飯田福社会館	☎914-0831 FAX 912-1308	港福社会館	☎382-7009 FAX 381-2285
天神山福社会館	☎531-0023 FAX 521-3369	笠寺福社会館	☎811-1282 FAX 822-1121
名楽福社会館	☎481-8588 FAX 461-5667	守山福社会館	☎793-6330 FAX 792-6094
前津福社会館	☎262-1869 FAX 242-5761	緑福社会館	☎624-3131 FAX 624-4485
八事福社会館	☎832-2779 FAX 834-4611	名東福社会館	☎703-9282 FAX 704-8144
瑞穂福社会館	☎841-3113 FAX 841-1348	天白福社会館	☎802-2351 FAX 806-3327

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種区社会福祉協議会	☎763-1531 FAX 763-1535	熱田区社会福祉協議会	☎671-2875 FAX 671-4019
東区社会福祉協議会	☎932-8204 FAX 932-9311	中川区社会福祉協議会	☎352-8257 FAX 352-3825
北区社会福祉協議会	☎915-7435 FAX 915-2640	港区社会福祉協議会	☎651-0305 FAX 661-2940
西区社会福祉協議会	☎532-9076 FAX 532-9082	南区社会福祉協議会	☎823-2035 FAX 823-2688
中村区社会福祉協議会	☎486-2131 FAX 483-3410	守山区社会福祉協議会	☎758-2011 FAX 758-2015
中区社会福祉協議会	☎331-9951 FAX 331-9953	緑区社会福祉協議会	☎891-7638 FAX 891-7640
昭和区社会福祉協議会	☎884-5511 FAX 883-2231	名東区社会福祉協議会	☎726-8664 FAX 726-8776
瑞穂区社会福祉協議会	☎841-4063 FAX 841-4080	天白区社会福祉協議会	☎809-5550 FAX 809-5551

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種保健センター	☎753-1982 FAX 751-3545	熱田保健センター	☎683-9683 FAX 681-5169
東保健センター	☎934-1218 FAX 937-5145	中川保健センター	☎363-4462 FAX 361-2175
北保健センター	☎917-6552 FAX 911-2343	港保健センター	☎651-6537 FAX 651-5144
西保健センター	☎523-4618 FAX 531-2000	南保健センター	☎614-2814 FAX 614-2818
中村保健センター	☎481-2295 FAX 481-2210	守山保健センター	☎796-4623 FAX 796-0040
中保健センター	☎265-2262 FAX 265-2259	緑保健センター	☎891-3623 FAX 891-5110
昭和保健センター	☎735-3964 FAX 731-0957	名東保健センター	☎778-3114 FAX 773-6212
瑞穂保健センター	☎837-3264 FAX 837-3291	天白保健センター	☎807-3917 FAX 803-1251

介護マークをご存知ですか？



上記の「介護マーク」を切り抜いて利用いただいても結構です。利用にあたっては下記の留意事項をご確認ください。

認知症の方の介護は、他の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたのが「介護マーク」です。このマークは静岡県で作成されたもので、現在、全国への普及が進められています。

「介護マーク」は区役所福祉課や支所区民福祉課、いきいき支援センター（地域包括支援センター）で配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）でダウンロードすることもできますので、ご活用ください。

なお、「介護マーク」は認知症の方の介護だけでなく、障害のある方の介護にもご利用できます。

たとえば
こんな場合に…

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

外出先でこの
カードを見かけたら
温かく見守って
ください

【ご利用にあたっての留意事項】

- ① 本来の目的（介護中であることを周囲に理解してもらうこと）以外には、決して利用しないでください。
- ② 配布されたマークは適正に管理し、利用する必要がなくなった場合には、各自で処分してください。

介護保険制度に関するご相談・お問合せ先 区役所福祉課・支所区民福祉課

名称	電話	FAX
千種区役所	☎753-1848	FAX 751-3120
東区役所	☎934-1195	FAX 936-4303
北区役所	☎917-6523	FAX 914-2100
楠支所	☎901-2269	FAX 902-1843
西区役所	☎523-4519	FAX 521-0067
山田支所	☎501-4975	FAX 504-7409
中村区役所	☎453-5420	FAX 453-8232
中区役所	☎265-2324	FAX 241-6986
昭和区役所	☎735-3914	FAX 731-8900
瑞穂区役所	☎852-9396	FAX 851-1350
熱田区役所	☎683-9404	FAX 682-0346

名称	電話	FAX
中川区役所	☎363-4327	FAX 352-7824
富田支所	☎301-8376	FAX 301-8661
港区役所	☎654-9715	FAX 651-1190
南陽支所	☎301-8345	FAX 301-8411
南区役所	☎823-9415	FAX 811-6366
守山区役所	☎796-4603	FAX 793-1451
志段味支所	☎736-2192	FAX 736-4670
緑区役所	☎625-3964	FAX 621-6841
徳重支所	☎875-2207	FAX 875-2215
名東区役所	☎778-3007	FAX 774-2781
天白区役所	☎807-3897	FAX 802-9726

介護に関する情報は、名古屋市のウェブサイト『NAGOYAかいごネット』

介護保険制度の説明や、介護サービス事業者の検索など、名古屋市の介護保険に関する様々な情報を提供しています。その他に、在宅での診療が可能な医療機関や高齢者サロン、なごや認知症カフェなど、高齢者の方が自分らしく生活していくための情報も提供しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top> NAGOYA かいごネット 検索

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎972-2591 FAX972-4147

このパンフレットは、令和2年4月現在の内容で作成しています。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。



ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

